

使用料規程改正案に対する意見の募集結果について

2024 年 10 月 4 日

公益社団法人日本複製権センター

使用料規程改正案について、2024 年 8 月 20 日から 2024 年 9 月 20 日まで御意見を募集したところ、123 件のご意見をいただきました。これらのご意見と、オンライン説明会でいただいたご意見を整理し、以下のとおり当センターの考え方を取りまとめましたので、公表いたします。なお、本紙においては、いただいたご意見のうち本意見募集の対象となる事項について、適宜要約して掲載しておりますが、その他いただいたご意見（例：管理著作物を増やしてほしい。他の著作権管理団体との一本化を希望する。など）については、ご意見を真摯に受け止め、弊センターとして一層の努力を行って参ります。

皆様の御理解・御協力に対し心より感謝と御礼を申し上げます。

	主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	改正内容について理解。著作権については、先進国として保全・発展は当然であり、当社としても金融という社会の公器としてご協力すべきで常識の範囲であれば値上げは已む得ないものと考えている。	ご賛同意見として承ります。引き続き、権利者の皆様の権利保護と利用者の皆様の利便性の向上のバランスに配慮しつつ、著作物の適正な利用と著作権思想の普及に努めてまいります。
2	妥当な改正だと思えます。	ご賛同意見として承ります。
3	値上げに関して理解しました。	ご賛同意見として承ります。
4	電子資料の保存期間が2か月に延長された点はよかったです。	ご賛同意見として承ります。
5	改正については適正になるよう見直しが行われることは必要であり異議ありません。	ご賛同意見として承ります。
6	料金が高いと感じます。	ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。 ①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第2節の従業員一人当たりの単価を125円ではなく120円とする。これに伴い、研究費比率5%超の企業においては135円ではなく130円とし、研究費比率1%未満の企業においては110円では

		<p>なく 105 円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 5 節・研究費比率 1%未満の従業員一人当たりの単価について、第 2 節と同様に、2 年間は 235 円を 215 円とする経過措置を設ける。</p>
7	最低使用料の増額幅が大きいと感じた。	<p>現行の最低使用料については、弊センターの事務コストにも満たず、結果的に使用料を多くいただいている契約者の方に補填していただいている状況ですので、銀行振込手数料等の事務コストを最低限賄える金額として設定いたしました。特に第 2 節のご契約者様のご負担の増額幅が大きくなり大変申し訳ございませんが、どうかご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
8	多くの権利者が委託できるように適正な著作権料にしていただけてよいと思います。	<p>弊センターの委託著作物の拡大に向け、引き続き、権利者と協議を行って参ります。</p>
9	色々な要因で価格変更されることは理解できるが、社内対応を考えると改正案を受け入れることは難しいと思いました。オプション提案についても企業として必要な資料の出版社が含まれているわけではないため、魅力はあまり感じませんでした。	<p>ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。</p> <p>①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 2 節の従業員一人当たりの単価を 125 円ではなく 120 円とする。これに伴い、研究費比率 5%超の企業においては 135 円ではなく 130 円とし、研究費比率 1%未満の企業においては 110 円ではなく 105 円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 5 節・研究費比率 1%未満の従業員一人当たりの単価について、第 2 節と同様に、2 年間は 235 円を 215 円とする経過措置を設ける。</p> <p>また、必要な資料の出版社については、弊センターにご委託いただけるよう、引き続き協議を行って参りますので、具体</p>

		的な出版社のご希望について、弊センターまでお寄せいただけますと幸いです。
10	改正は致し方ないと思うが、上げ幅が大きいという印象を受けました。	<p>ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。</p> <p>①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第2節の従業員一人当たりの単価を125円ではなく120円とする。これに伴い、研究費比率5%超の企業においては135円ではなく130円とし、研究費比率1%未満の企業においては110円ではなく105円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第5節・研究費比率1%未満の従業員一人当たりの単価について、第2節と同様に、2年間は235円を215円とする経過措置を設ける。</p>
11	最近の物価高騰による使用料UPは仕方がないと思うが、値上げ率は少々高めと感じました。また他の先進国の管理事業者に比べ使用料が少ない点については、登録者数の違いも想定されるので、もう少し詳しい説明が欲しかったです。	<p>ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。</p> <p>①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第2節の従業員一人当たりの単価を125円ではなく120円とする。これに伴い、研究費比率5%超の企業においては135円ではなく130円とし、研究費比率1%未満の企業においては110円ではなく105円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第5節・研究費比率1%未満の従業員一人当たりの単価について、第2節と同様に、2年間は235円を215円とする経過措置を設ける。</p> <p>他の先進国との比較については、直接の改定理由ではないため、時間の関係で詳細な説明は割愛させていただきましたが、管理著作物の点数、許諾条件・範囲の違い、料金の違いに加え、ご指摘の登録者数（契約者数）の違いにより生じて</p>

		いるものと考えます。
12	この時勢の中で仕方のないことと考えます。	ご賛同意見として承ります。
13	第2節の契約者についてもオプションサービスを充実させてほしい。	今回のオプションサービスは、電磁的複製が組織内の複製の中心となっている実態を踏まえ、検討や権利者との協議を行ってきたものでございます。引き続き、利用者の皆様の利便性向上を目指し、検討や権利者との協議を行って参りますので、具体的なご希望がございましたら、弊センターまでお寄せください。
14	現下の情勢を鑑みて改正について理解はいたしますが、前回の使用料改正（2022年度）から改正の頻度が早いというのが率直な感想でございます。	前回の改正（2023年4月1日施行）では、第2節及び第5節の包括利用許諾契約（実額方式）のご契約をいただける方を、小規模企業（全従業員数が概ね50人以下）の方に限る改正を行わせていただきましたが、単価の見直し等は含まれておりませんでした。 前々回の改正（2021年7月7日施行）は、日本経済新聞社の委託開始に伴う単価の一部増額であり、全面的な改正は6年ぶりとなります。ご契約者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、いずれもサービスの維持向上のため必要な改正でございますので、ご理解をいただけますと幸いです。
15	電磁的複製物の共有可能な人数をもっと増やしてもらえたら助かります。共有サーバーの台数での契約でもありがたいです。	引き続き、利用者の皆様の利便性向上を目指し、検討や権利者との協議を行って参ります。
16	出版業界のコストおよび価格が上昇している以上、その著作物に対する利用料が上昇するのは致し方ないと考えます。ただ、物価上昇→値上げであれば、物価が落ち着いたら利用料値下げもあり得ることでしょうか。（通常それはないと思って	ご賛同意見として承ります。 使用料規程の改正については、その時点での物価、時代やニーズに合ったサービスも踏まえて行わせていただくものであり、利用者の皆様の利便性の向上も踏まえた使用料の設定を行うべく、検討を行

	いますか…)	って参ります。
17	電磁的複製が 1%未満であるが、値上げ額が高いと感じたが仕方がないとも思う。ただ、もう一段階値上げがある（標準価格になる）のは元の価格より 25%アップとなるため、厳しいと感じた。	ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。 ①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 2 節の従業員一人当たりの単価を 125 円ではなく 120 円とする。これに伴い、研究費比率 5%超の企業においては 135 円ではなく 130 円とし、研究費比率 1%未満の企業においては 110 円ではなく 105 円とする。 ②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 5 節・研究費比率 1%未満の従業員一人当たりの単価について、第 2 節と同様に、2 年間は 235 円を 215 円とする経過措置を設ける。
18	第 5 節の契約者で研究比率 1%未満の場合における手当がほしい。現行案では値上げ幅が大きく、かなりの負担と感じている。（例えば、第 2 節同様に 2 年間は 212 円とするなど）	ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。 ①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 2 節の従業員一人当たりの単価を 125 円ではなく 120 円とする。これに伴い、研究費比率 5%超の企業においては 135 円ではなく 130 円とし、研究費比率 1%未満の企業においては 110 円ではなく 105 円とする。 ②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 5 節・研究費比率 1%未満の従業員一人当たりの単価について、第 2 節と同様に、2 年間は 235 円を 215 円とする経過措置を設ける。
19	使用料の見直し、サービスの拡充とも理にかなった改正で賛成です。	ご賛同意見として承ります。
20	よく理解できました。第 5 節でも 2 年間の研究比率 1%未満の契約者への使用料減免措置をお願いできますと幸いです。	ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。 ①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 2 節の従業員一人当たりの単価を 125 円ではなく 120 円とする。これに

		<p>に伴い、研究費比率 5%超の企業においては 135 円ではなく 130 円とし、研究費比率 1%未満の企業においては 110 円ではなく 105 円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 5 節・研究費比率 1%未満の従業員一人当たりの単価について、第 2 節と同様に、2 年間は 235 円を 215 円とする経過措置を設ける。</p>
21	<p>社内の理解を得るのが大変難しいと感じています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。</p> <p>①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 2 節の従業員一人当たりの単価を 125 円ではなく 120 円とする。これに伴い、研究費比率 5%超の企業においては 135 円ではなく 130 円とし、研究費比率 1%未満の企業においては 110 円ではなく 105 円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第 5 節・研究費比率 1%未満の従業員一人当たりの単価について、第 2 節と同様に、2 年間は 235 円を 215 円とする経過措置を設ける。</p>
22	<p>他社は不明だが、当社は紙から紙への複製はほとんどないので、紙から紙は現状維持の使用料が良い。</p>	<p>今回の使用料規程の改正は、物価のインフレやそれに伴う事務コストの増加に伴い行うもので、併せてサービスの向上（紙からの紙の複写の共有可能部数が 20 部から 30 部に増加となります）も行うものです。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
23	<p>一回の利用における複写及び電磁的複製の上限数を拡大後は 40 名とする話をしていたが、使用料は従業員数を算定の根拠としているので、そこに対して上限を設けることに疑問を感じている。従業員数が 40 名以内の企業は社内に対</p>	<p>特に企業規模が大きな企業様にとって、従業員数に対して共有できる人数が少ないため、これを例えば従業員の割合にすることはできないか等のご意見は、他社様からも頂戴しており、より拡大して皆さまに使いやすい、利用実態に合うもの</p>

	<p>象の資料を共有する時に影響はないかもしれないが、40名以上の従業員数の企業は人数分の使用料を支払っているのに、使用に制限がかかる状態であり公平性があると言えないのではないか。人数で上限を設けるのであれば従業員数が40名を超える分の単価調整の方法をとったり、また複写及び電磁的複製の上限を人数でなく割合(例：従業員数の〇割まで)にする等、従業員数が異なることで利用する企業・団体間に不公平が生じることの無いように検討いただきたい。</p>	<p>となるよう、引き続き権利者と協議を行って参ります。なお、「30部、40人」(改正後)までの複製利用は同一目的での一回の利用についての上限となっております。従いまして、利用目的が異なれば、貴社の規模であれば課の単位等でそれぞれ(同じ記事であっても)上限の範囲で複製してご利用いただくことが可能です。</p> <p>現在の使用料規程の考え方は、組織全体として適法にコピーをできるという点に着目しており、法務部門、広報部門等の複製頻度が高い部署に限らず、日常的に複製は行わない部署の方が、例えば新聞で良い記事があったためコピーやスキャンをされた場合であっても、適法な複製となるものでございます。</p> <p>また、包括許諾契約(簡易方式)の場合は全従業員数を使用料の算定根拠とさせていただきますが、これは、組織の規模を判断する基準を従業員数に求めたものとなっているためです。</p> <p>このような考え方から、従業員一人当たりの単価を低く抑え、組織全体をカバーする設定としておりますので、この点については、ご理解を賜れば幸いです。</p>
24	<p>①説明資料 p.5 に提示されている、「使用料規程検討時の 2017 年と 2023 年の比較」を見ると、消費者物価指数は 7% の上昇、最も変化の大きい新聞であっても 15 ~ 20% 超の値上げとのこと。それに対し、p.8 の「包括許諾契約(簡易方式)」、第 2 節適用、研究費比率が 1% 未満の場合、現行単価から 37.5% もの増額となります。消費者物価指数等の上昇を大きく</p>	<p>研究費比率については、研究開発を行う企業であればあるほど複製量が多くなるであろうことから使用料に増減を行っておりますが、時代の変化とともに、研究費と複製量が必ずしも連関するものではなく、公平性の観点から、将来的には廃止を行うものです。</p> <p>ただし、第 2 節のご契約者様における増額割合が 25%、研究費比率が 1% 未満の</p>

	<p>上回る増額となっており、根拠が不十分ではないでしょうか。②p.6に記載の「国際的にみて日本の著作権等管理事業者の定める使用料は低い」との点も、資料中にも記載がある通り、「許諾条件等が異なるため単純な比較はできないもの」であり、より詳細な比較なしには増額の根拠として納得しがたいものです。また、他の先進国の著作権等管理事業者の「使用料収入」の比較をされていますが、この数値は当該事業者との契約者数にも依存するものであり、「単価」を増額する根拠にはならないと考えます。以上、いちユーザ企業として、より合理的な増額の根拠の提示を望むものであります。</p>	<p>ご契約者様は37.5%とご負担が大きいのは事実ですので、ご意見を踏まえ、改正案を以下のとおり変更いたします。</p> <p>①「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第2節の従業員一人当たりの単価を125円ではなく120円とする。これに伴い、研究費比率5%超の企業においては135円ではなく130円とし、研究費比率1%未満の企業においては110円ではなく105円とする。</p> <p>②「包括利用許諾契約（簡易方式）」について、第5節・研究費比率1%未満の従業員一人当たりの単価について、第2節と同様に、2年間は235円を215円とする経過措置を設ける。</p> <p>これにより、第2節のご契約者様の増額割合は20%、研究費比率が1%未満のご契約様の増額割合は31%（暫定期間中は約19%）となります。今後の物価上昇も踏まえた改正であること、サービスの向上も行うことから、ご理解をいただけますと幸いです。</p> <p>また、他の先進国との比較については、直接の改定理由ではないため、時間の関係で詳細な説明は割愛させていただきましたが、管理著作物の点数、許諾条件・範囲の違い、料金の違いに加え、ご指摘の及び登録者数（契約者数）の違いにより生じているものと考えます。</p>
25	<p>使用料の規定は致し方ないと考えておりますが、今回料金改正しましたら、5年間は値上げがない旨、確約頂きたいと存じます。</p>	<p>今回の使用料規程の改正案は今後約5年間の物価上昇も踏まえて算定を行っております。</p> <p>当初2年間は経過措置を講じていることもあり、少なくとも経過措置終了後から3年間は、今回改正した使用料を変更（値上げ）することは想定しておりません。</p>

26	<p>当方は現在、第 5 節の契約をしています。第 5 節の使用料は現在従業員一人当たり 240 円（100+140）ですが、これが 265 円に上がるという理解でよろしいでしょうか。それとも、2 節 125 円+5 節 265 円で合計 390 円となるのでしょうか。</p>	<p>前者のとおりです。 改正後の第 5 節の使用料は、通常価格が 265 円となります。合わせて、第 5 節の許諾条件を削除いたしますので、第 2 節の料金については加算していただく必要はございません。</p>
----	---	--

(以上)